

横手市における指名停止措置状況

令和8年4月1日
横手市財務部契約検査課

	商号	指名停止該当事実	指名停止事由	指名停止期間
	所在地			
1	株式会社トーニチコンサルタント 東北事務所 宮城県仙台市青葉区中央二丁目7番30号	株式会社トーニチコンサルタントほか4者並びにJR東海は、特定跨線橋点検等業務について、共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。この行為が独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するとして、令和7年12月19日、公正取引委員会より、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた事案。	・独占禁止法違反行為	令和8年1月15日～ 令和8年8月14日
2	大館桂工業 株式会社 大館市御成町三丁目7番17号	鹿角市花輪にて施工した建物解体工事において、令和4年5月27日に発生した労働災害に関し、災害の発生場所等を偽った労働者死傷病報告を大館労働基準監督署へ提出した。この虚偽報告により、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日に罰金刑が確定した事案。	・不正又は不誠実な行為	令和7年7月30日～ 令和7年8月29日